

経営・労務管理のエキスパート

事務所ニュース

労働保険事務組合
第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18

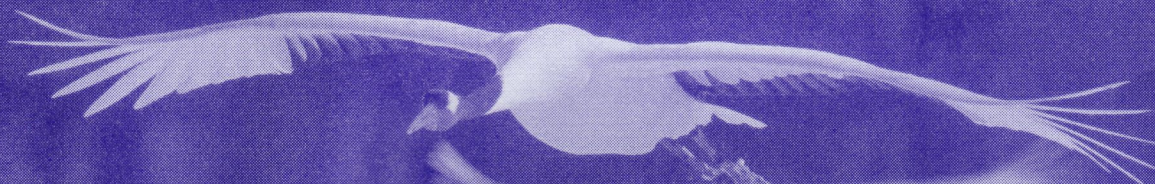
TEL. (075) 864-3336

FAX. (075) 864-3367

〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

賀春



2012

I

2012年の年頭に当たり、貴社の発展を祈念いたします。

長びく不況に政府は昨秋、景気浮揚政策の一環として、円高の痛みの緩和やリスクに負けない強じんな経済の構築、円高メリットの徹底活用を柱とする総合対策を閣議決定。これに基づき、あらゆる手段を講じて景気回復を目指す（23年11月日本経済新聞）としています。

この施策結果を期待するとともに、本年も人事労務管理に一層努めて参ります。変わらぬご交誼をお願い申し上げます。

休業手当等の端数処理

知って得する



賃金実務

休業手当の計算ベースとなるのは平均賃金ですが、その計算方法は労基法第12条に規定されています。法定のルールどおりに計算すると、小数点以下の端数が発生します。端数の処理方法も、通達で明確に定められているので、確認しておきましょう。1円のミスでも、法違反に変わります。

が生じます。

たとえば、事由発生日以前3カ月の状況が次のとおりだったしま

しょう。

10月分(31日)の賃金……30万1

234円

11月分(30日)の賃金……31万5

678円

12月分(31日)の賃金……32万9

012円

平均賃金を計算すると、

94万5924円÷92日＝1万28

1・782……円

満の端数をそのまま支払うことはできません。

実際に休業手当、休業補償等を支払う場合には、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第3条の規定により、特約がある場合を除き、1円未満の端数を四捨五入処理します。

5日分の休業手当なら、

1万281円78銭×60%×5日＝

3万845円

ちょっと紛らわしいのが、労災

保険の扱いです。労災保険の給付

基礎日額は「1円未満の端数がある

ときは、これを1円に切り上げ

るものとする」と規定されていま

す(労災保険法第8条の5)。で

すから、同じ例を使って「給付基

礎日額」を計算すると、1万28

2円となります。

これをベースに、5日分の休業

補償給付(給付基礎日額の60%)

を計算すると、次のとおりとなり

ます。

1万282円×60%×5日＝3万

846円

平均賃金は「銭単位」 支払時に四捨五入を

出します。

各月に支払った賃金は、時間外

割増等の各種手当も含め、1円単

位で合計します。3カ月間の総日

数は、89日×92日となります。で

すから、総賃金を総日数で割れば、

ほとんどの場合、1円未満の端数

この場合、「銭位未満の端数が

生じた場合には、その端数を切り

捨てる」(昭22・11・5基発第2

32号)というルールが定められ

ています。つまり、平均賃金は1

万281円78銭となります。平均

賃金を銭単位で定めても、1円未

東日本大震災の余波で、震災地

域以外でも操業に支障の生じた企

業が少なくありませんでした。休

業・時短を実施すれば、休業手当

(労基法第26条)の支払いの問題

が生じます。

休業手当をはじめとして、実務

の様々な場面で「平均賃金」が登

場します。

・解雇予告手当(労基法第20条)

・年休の賃金(通常の賃金、標準

報酬日額のほか、平均賃金によ

ることも認められます。同第39

条第7項)

・休業補償(同第76条)

・減給の制裁(同第91条)